

第37号議案

中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月14日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市レンタサイクル用自転車等の設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、観光客の交通等の利便の向上及び市民の福祉の増進を図るため、レンタサイクル用自転車等を設置し、及び管理することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 第4条第1項に定める貸出場所に、レンタサイクル用自転車等を設置する。

### (定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) レンタサイクル用自転車 電動アシスト自転車又は普通自転車であつて、中間市（以下「市」という。）が貸出しを目的として所有するもの（附属品を含む。）をいう。
- (2) 音声ガイドサービス端末 市内の観光情報等を音声により提供する携帯型の機器であつて、市が貸出しを目的として所有するもの（附属品を含む。）をいう。
- (3) レンタサイクル用自転車等 レンタサイクル用自転車及び音声ガイドサービス端末の総称をいう。

### (貸出場所及び貸出時間)

第4条 レンタサイクル用自転車等の貸出場所及び貸出時間は、次のとおりとする。ただし、中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成22年中間市条例第28号）第5条に規定する休館日にあつては、レンタサイクル用自転車等の貸出しは、行わない。

貸出場所		貸出時間
名称	位置	
中間市地域交流センター	中間市大字垣生660番地1	午前9時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にレンタサイクル用自転車等の貸出場所又は貸出時間を定め、又は変更することができる。

### (使用期間)

第5条 レンタサイクル用自転車等の1回の使用期間は、1日（前条の貸出時間の範囲において、使用を開始した時から自転車等を返却した時又は貸出時間の満了時までをいう。）とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

### (管理)

第6条 レンタサイクル用自転車等は、常に良好な状態において管理され、最も効率的に運用されなければならない。

### (使用の許可)

第7条 レンタサイクル用自転車等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、レンタサイクル用自転車等の使用を許可するものとする。

- (1) 酒気を帯び、又は薬物を使用している等、レンタサイクル用自転車等を正常に使用

することが困難であると認められるとき。

- (2) 20歳に満たない者について、20歳以上の同行者のいないとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設及びレンタサイクル用自転車等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(使用の取消し又は中止)

第8条 市長は、前条の規定によりレンタサイクル用自転車等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクル用自転車等の使用の許可を取り消し、又は使用を中止することができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事情により使用が適当でないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(返却)

第9条 使用者は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた期間が満了する前に、レンタサイクル用自転車等を貸出場所に返却しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。

(使用料)

第10条 使用者は、レンタサイクル用自転車等の貸出しを受けるときは、使用開始までに次の表の左欄に定める区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める使用料を納付しなければならない。

種類	使用料金（1回につき）
電動アシスト自転車	700円
普通自転車	500円
音声ガイドサービス端末	500円

(使用料の減免)

第11条 市長は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が別に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の収納委託)

第13条 第10条に規定する使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に、その事務を委託することができる。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、市長が指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもってレンタサイクル用自転車等を使用しなければならない。

(損害の賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失によりレンタサイクル用自転車等を損傷又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(事故等の処置)

第16条 使用者は、事故又はレンタサイクル用自転車等の損傷、滅失若しくは盗難等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。